

宮崎海洋高等学校部活動運営方針

1 目標

- (1) 本校教育活動の一環として、生徒にスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、本校がめざす資質・能力の育成に資するよう努める。
- (2) 規律ある活動により、共に尊重し合いながら共働して目標を達成していく態度を育成できるように努める。
- (3) 生徒が自ら自他の健康・安全に留意し、危険を予測し、回避し、また対処できる能力を育めるよう配慮する。

2 基本方針

- (1) 1学年においては、原則として部活動に加入させ、早期に学校生活に慣れさせるとともに、のぞましい人間関係が醸成されるよう支援する。なお、生徒が自主的かつ継続的に習い事やボランティア活動等を行っている場合は、その取組を承認し、部活動の加入についても配慮する。
- (2) 各部の運営にあたっては、指導方針、活動計画、会計処理などを明確にし、保護者との連携を図る。
- (3) 活動計画の作成にあたっては、生徒が学業を中心に充実・安定した学校生活や家庭生活を送ることができるよう配慮すること。
- (4) 生徒が自主的・主体的な活動ができるよう、部顧問は指導・助言を行うこと。
- (5) 部顧問は、生徒の健康・安全に十分注意を払い、活動する生徒自身が危険を予測し、回避し、また対応できるよう安全教育に取り組むこと。

3 運営

(1) 入・退部および休部等に関する手続きについて

手続きについては、部顧問と面談のうえ、別途定める指定様式により適切に行うこと。

(2) 休養日について

休養日は以下のとおりとする。

- ・一週間あたり平日に1日、休日に1日、計2日間の休日を設定することを原則とする。
- ・平日 … 原則として水曜日を共通の休日とするが、屋外で行う部活動については、天候により実施日の確保が困難になるため、天候により月曜日に変更することを認める。
- ・土日祝日 … 以下の考え方とする。
 - ① 土曜日(半日)+日曜日(半日)
 - ② 土曜日(終日)+日曜日(休日)
 - ③ 土曜日(休日)+日曜日(終日)
 - ④ 祝日等は、半日を原則とする。いずれかの形式とする。
- ・活動場所等の要因により、この規定外での活動を希望する部については、別途、生徒指導部及び管理職と協議し、例外的な部活動の実施について部顧問会で審議することとする。
- ・長期休業中および考査前の活動については別途定める。

(3)活動時間について

活動時間は以下のとおりとする。

□春季・夏季(4月はじめ～10月末)			
◆平日	…	16:00～19:00	※ 19:30完全下校
◆土日祝日	…	前半月 / 8:30～12:30	
		後半日 / 13:00～17:00	※ 17:30完全下校
□秋季・冬季(11月はじめ～3月末)			
◆平日	…	16:00～18:30	※ 19:00完全下校
◆土日祝日	…	前半月 / 8:30～12:30	
		後半日 / 13:00～17:00	※ 17:30完全下校

(4)活動計画書について

- ・部顧問と主将は、3か月単位の活動計画を作成し、生徒指導部を通じて校長に提出すること。(4、5、6月分は4月中旬までに提出。7、8、9月分は6月中旬までに提出。10、11、12月分は9月中旬までに提出。1、2、3月分は12月中旬までに提出。)
- ・部活動の休日設定については、上記(2)のルールに則ることとするが、大会前3週間以内について休日の休養日設定を変更しての活動を希望する場合は、別途、特例活動許可願(様式1)により申請し、部顧問会の審議を経て承認されることが必要。

(5)安全確保計画書について

- ・部顧問と主将は、部活動を行う上で考えられる事故等を広く想定し、その事故等を未然に防ぐための部内ルールや警告表示等を作成し、安全確保計画書(様式2)にそれらを記入して教頭へ提出すること。

(6)活動日誌の記入および定期的な提出について

- ・日々の活動について、主将は活動の記録を記入し、部顧問の検印を受けること。また、毎月末日には、主将が生徒指導部へ日誌を提出し、検査を受けること。
- ・活動状況が著しく乱れていると判断した場合は、生徒指導部が当該部に対して部活動の停止を命ずることがある。
- ・日誌提出により確認した活動状況については、次年度の部費算定の資料とする。
- ・部員個人の参加率が70%を下回った場合には、自主的な活動を果たしたとは認められないため、年間の個人活動記録等に部活動の取組は記載されない。

(7)定期考査前の部活動停止期間について

- ・考査の一週間前から停止とする。
- ・大会前2週間の場合は、部活動延長願(様式3)により申請し、認められれば一日あたり1時間程度の活動を認める。

(8)部活動の制限(停止等)について

- ・部活動の主旨に基づき、学習成績が低く学業が成立していない者(最新の考査で欠点が2科目以上ある者)については、次の考査で欠点が解消されたことが確認されるまで部活動を停止する。
- ・性行不良等により特別指導を受けた者は、1回目については指導終了までの間は部活

動停止とし、2回目以降は指導終了後1か月間は部活動および対外試合等への参加を停止する。

(9) 校外活動・大会参加運営

- ・高体連および高文連主催大会を除き、他の大会への参加または、対外練習試合等は、生徒・保護者の負担等を考慮しながら、日頃の活動成果が十分に発揮されるよう、目的等を明確にし、生徒・保護者に理解を得た上で計画し、実行すること。

(10) 活動費について

- ・生徒会の部費等についての規定により、各部に活動費が支給される。
- ・各部において別途部費等を徴収する場合は、徴収の目的を明確にし、生徒・保護者に過度の負担とならないよう留意すること。また、保護者会を開催し、予算および決算を報告すること。なお会計については、部顧問が行うのではなく、保護者会を開催して、保護者間で決定した代表または会計担当者に依頼すること。

(11) その他

- ・緊急時の対応については、危機管理マニュアルに従い、迅速に対応すること。
- ・特に休日の活動は、部顧問の指導監督のもとで行うこと。

4 指導上の留意点

- (1) 保護者・生徒と部顧問および指導者が、報告、連絡、相談を十分に行い、のぞましい信頼関係の構築に努めながら部を運営すること。
- (2) 本校生として、6つの行動目標【時間、挨拶、清掃、整容、礼節、言葉遣い】を達成できるよう指導を徹底すること。
- (3) 部員の状況の掌握に努めること。(授業の受講態度や学習成績、生徒間の人間関係のトラブルなど)
- (4) 用具の管理をすること。施設・用具の安全点検、道具類の使用後の後片付け、コート整備等について指導し、使用者としての責任を持たせること。
- (5) 部室を管理すること。適切な施錠や使用状況の把握と清掃、盗難防止等に留意する。
- (6) 外部人材の活用については、部活動運営方針や各部の指導方針に基づき、管理職とも十分に協議したうえで外部指導者登録等を進めること。

5 各部で共通に作成・提出するもの

- (1) 活動計画
- (2) 活動日誌
- (3) 部員名簿
- (4) 緊急連絡先